



りふお～む実績 PICK UP !

■ 通り道はキレイですか？ ■

Before



Now



After



簡易専用水道（有効容量 10t 以上の貯水槽）の設置者には法律上、年に 1 回以上の清掃・水質検査等の管理が義務付けられています。また、10t 未満でも簡易専用水道に準じた管理が必要です。受水槽の清掃管理もお忘れなく！

清掃の手順

- ① 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（消毒液）を散布
- ② 30 分程放置した後に水洗い
- ③ 完全に排水した後、再度消毒液を散布
- ④ 同様に排水
- ⑤ 30 分以上経過した後、水張りをし、水質検査
- ⑥ 検査終了後、給水

検査結果

4項目現場水質検査 清掃後	
測定基準	
・味	異常でないこと
・匂い	異常でないこと
・濁り	2度以下
・残留塩素	0.2mg/l以上
測定結果	0.6mg/l以上
測定結果いずれも正常	

★直結工事も対応します！ご相談ください★

- ・受水槽を経由せず蛇口まで直結式で給水するのでより安全でおいしい水を供給できます。
- ・受水槽の維持管理費が不要となります。
- ・受水槽を撤去した分の土地の有効活用ができます。
- ・水道の圧力を有効利用できるため、省エネルギーが推進できます。

